平成２３年（フ）第４２号
北海道石狩郡当別町太美南965番地70
債務者　酒井　朋美（旧姓小山内・広田）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３号
札幌市白石区本郷通１丁目南１番１―101号
債務者　小原　佳苗（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７号
札幌市西区二十四軒１条６丁目５番16号　ほそだハイムＢ―205号
債務者　野口真優美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１号
札幌市白石区南郷通17丁目南１番12号　アロハナイスムーチョ102号
債務者　小嶋　直人
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２号
北海道石狩市花川北１条５丁目391番地
債務者　古澤　郁代
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
群馬県高崎市棟高町564番地　ツチヤハイツ107号
債務者　岩田　五郎
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３１号
群馬県高崎市棟高町564番地　ツチヤハイツ107号
債務者　岩田家壽子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２５１号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－３棟206号
債務者　Ａ・Ｔ・Ａこと　安積安芸男
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
京都市左京区岩倉忠在地町286番地６　サンハイツ岩倉Ａ―202
債務者　藤田　　祐
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
京都府城陽市富野南垣内52番地の４
債務者　東　　稔子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
京都府八幡市橋本栗ケ谷26番地の297
債務者　倉橋　侑希
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
京都府向日市鶏冠井町御屋敷45番地
債務者　山根　良大（債務発生時の姓吉岡）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
京都府福知山市字猪崎1143番地
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２０１３号
堺市南区槇塚台１丁10番５―408号
債務者　中山　智江
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０３４号
大阪府富田林市喜志町３目７番５―803号、元営業所大阪府富田林市喜志町３丁目５―20
債務者　喜志フォートこと　大川　孝二
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７８号
堺市南区赤坂台３丁９番26―110号
債務者　吉田三千代
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８号
堺市南区鴨谷台２丁６番１―1402号
債務者　酒井　知子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係